

働きかけの記録等の取扱いについて（案）

1 名称

職員に対する働きかけに関する対応要綱（仮称）

2 制度の概要

入札及び契約事務に関して一定の公職にある者等から職員が働きかけを受けた場合、職員が不正を許さないシステムとして、その内容を記録し上司に報告することによって情報を共有化し、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、公表の対象とするもの。

3 適用の範囲

知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職の職員
（他任命権者にも、同様の制度の構築を要請する。）

4 一定の公職にある者等の範囲

- （１） 知事、副知事及び出納長
- （２） 知事の秘書、親族及び知事を支援する政治団体の役員並びに知事から依頼を受けた者
- （３） 国会議員、県議会議員、市町村議会議員及び市町村長
- （４） （３）に掲げる者の秘書、親族及び（３）に掲げる者を支援する政治団体の役員並びに（３）に掲げる者から依頼を受けた者
- （５） 各種団体等の役員
- （６） 職員であった者
- （７） 職員

5 働きかけの内容

職員に対し、入札及び契約事務に関する要望等を伝え、その職務上の行為を行うこと又は行わないことを求める行為。（公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの、単なる照会又は資料請求を除く。）

知事、副知事、出納長及び職員からの要望等については、県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げるおそれのある要請等に限り対象とする。

6 記録の取扱い

働きかけを受けた日時、相手方の住所、氏名、働きかけの内容等を、記録票に記録する。

記録票は、情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

必要に応じて、相手方の本人確認等を行う。

働きかけの概要を県ホームページ上で公表する。

7 施行期日

平成19年 月 日から施行予定。

働きかけの記録等の取扱いの検討資料

1 制度の概要（第3回入札制度等監視委員会資料のとおり）

一定の公職にある者等から職員が働きかけを受けた場合、職員が不正を許さないシステムとして、その内容を記録し上司に報告することによって情報を共有化し、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、公表の対象とするもの。

適用の範囲

知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職の職員

（他任命権者にも同様の制度の構築を要請する。）

一定の公職にある者等の範囲

- ・首長、議員、各種団体等の役員等
- ・知事、副知事、出納長及び職員（元職員を含む）

記録の取扱い

働きかけの内容を記録票に記録する。

その他

概要を県ホームページ上で公表する。

2 県や職員に対して行われている要望等の現状

- ・現在、県や職員に対して行われている要望、意見等は、概ね、以下のように表すことができる。

（概念図）要望・意見等の区分

要望・陳情・請願

- ・県政に対する建設的な要望等
- ・主に、要望書等の書面により提出される

県民提案

- ・県政に関する建設的な提案
（現行制度あり）
- ・書面により受付

苦情・批判

- ・県政に関する批判的な意見
- ・一部、書面もあるが、主に、口頭によりなされる

働きかけ

- ・職務上の行為を行うこと又は行わないことを求めるもの
- ・概ね、特定の個人・団体等に有利となるような要望等であり、主に、口頭で内々に要望がなされる

不当要求行為

- ・暴行又は脅迫その他不当な手段によるもの
（現行制度あり）
- ・関係機関への通報等を定めている

3 検討内容

(1) 対象者（働きかけを行ったとして記録の対象となる者）の範囲について

【前回の意見】

- ・ 利害関係者等、広く一般県民まで含めたほうがいいのか。
- ・ 一定の公職にある者に限って対象としたほうがいいのか。

【論点整理】

- ・ 一般県民まで含めた場合、県民すべての人が対象となってしまう、問い合わせや要望等のすべてに対応することとなり、事務量が増大する。
- ・ また、現在、制度化されている「県民提案制度」や、通常受け付けて対応している苦情・批判と重複してしまう。

【素案】

- ・ 県民は除いたほうがいいのか。
- ・ 対象者の範囲は、職員に対して一定の権限を有していたり、一定の地位がある者（以下「一定の公職にある者等」という。）とし、具体的には、次のとおりとしてはどうか。
 - 知事、副知事、出納長
 - 国会議員、県議会議員、市町村議会議員及び市町村長
 - 各種団体等の役員
 - 職員であった者
 - 職員
- ・ また、（知事のみ）や の場合、本人からの依頼を受けて働きかけがなされる場合もあるため、次に掲げる者も対象者の範囲に含めることとしてはどうか。
 - 知事の秘書、親族及び知事を支援する政治団体の役員並びに知事から依頼を受けた者
 - の秘書、親族及び を支援する政治団体の役員並びに から依頼を受けた者

(2) 働きかけの対象業務について

【前回の意見】

- ・ すべての業務を対象としてはどうか。
- ・ 入札、契約に限定してはどうか。

【論点整理】

- ・ 事業計画の決定など政策形成過程において多段階であるいは多種多様な団体等で議論されるような業務は対象とするのは困難ではないか。
- ・ 入札、契約等の業務など業務と働きかけの関係が比較的明確にわかる業務のみを対象とすべきではないか。

- ・ よって、対象業務は、入札・契約事務等の透明性の向上と県民の信頼の確保を図るため、まずは、「入札及び契約事務に関する要望等」のみとしてはどうか。

【素案】

- ・ 入札及び契約事務に関する要望等

【今後の課題】

- ・ 今回限定した業務以外の下記の業務については、今後、対象業務として加えるかどうかについて、順次、検討していくこととしてはどうか。
 - 許認可に関すること
 - 職員の採用に関すること
 - 職員の人事に関すること
 - 事業計画の決定に関すること
 - 補助事業等の採択及び補助金等の交付決定に関すること

(3) 働きかけの定義について

【前回の意見】

- ・ 出てきた要望等は、すべて記録、公表するということではどうか。
- ・ 要望等を聞いた人が「働きかけ」と思った時に記録すればいいのではないか。

【論点整理】

- ・ 対応する職員によって「県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げる恐れのある要望等」の受け止め方が異なるのではないか。
- ・ このため、具体的な判断基準、具体的な行為を設定していく必要があるが、想定し得ない事例が発生することもあり、すべてに対応することは困難なことから、すべて記録することとしてはどうか。
- ・ すべて記録するとしても、単なる照会や資料請求は記録対象から除外することとしてはどうか。

【素案】

- ・ 「県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げる恐れのある要望等」と限定せず、対象業務に関する働きかけはすべて記録することとする。
- ・ 三役及び職員からの指示は、通常、業務命令であることから、これらの者からの要望等は「県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げる恐れのある要望等」に限り対象とする。
- ・ 以下のものは記録対象から除外することとする。
 - あらかじめ公にされているような公聴会等の公式又は公開の場におけるもの（そもそも、議論の過程がオープンにされていたり、議事録として保存されるため）
 - 公文書として保存される陳情書、要望書等の書面によるもの（当然、開示請求の対象になるため）
 - 単なる照会又は資料請求（事実の回答だけであり、改めて意思決定がなされるものではないため）